

陳情第 2 号



陳 情 書

平成30年4月20日

霧島市議会

議長 中村 正人 様

陳情者

住所 霧島市隼人町内山田三丁目6番65号

氏名 霧島市商工会

会長 中村 博美

電話番号 0995-42-2128

霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用について

日頃より、霧島市商工会の事業運営に対しましては、格段のご支援・ご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、商工会は半世紀を超える長きにわたり、活力ある経済の発展を目指す地域総合経済団体として、小規模事業者の経営改善と地域商工業の振興発展を図るとともに、地域資源の活用やまちおこし等の地域活性化事業、さらには、各種イベント・ボランティア活動・社会一般の福祉の増進に資する事業等を実施することにより、地域社会全体の振興発展と活性化に取り組んできているところです。

しかしながら、これら事業の実施拠点である霧島市商工会隼人本所は築36年が経過し、老朽化が進み、さらには平成19年4月に旧6町の商工会が合併し、同時に本所機能を旧隼人町商工会に集約したにもかかわらず、拡張余地も無く事務所は旧隼人町商工会時そのままを現在も使用しており、非常に手狭で日常業務にも支障を来している状況です。また、事務所は会員共用の場として使用しておりますが、商工会業務の柱であります経営改善普及事業、中でも金融・税務・経営等守秘義務を必要とする相談も相談室が無く、個人情報保護の必要性が叫ばれている今日、会員それぞれのプライバシー保護に苦慮しており、安心して相談のできる環境には程遠い状況下にあります。

また、増築や新たな商工会館を建設するには現在の商工会や行政の厳しい財政状況から見ると困難であると推察できます。このようなことから、霧島市商工会隼人本所前の霧島市隼人庁舎の一部並びに隣接しております霧島市土地開発公社事務所跡のいずれかを商工会事務所として活用できればと思っております。このことにつきましては市庁内でも様々なご意見があると思えます。ただ、霧島市におかれましては、県内でもいち早く小規

模企業基本法の趣旨をご理解いただき、法施行後霧島市中小零細企業振興条例を制定し、施策の実施等を推進されておられます。霧島市商工会といたしましても、市が実施されます様々な施策に積極的に協力いたしております。

つきましては、さらなる霧島市の商工業発展と地域活性化のための活動拠点となる霧島市商工会隼人本所の機能性の向上と充実化を図るためにも、霧島市隼人庁舎の一部並びに霧島市土地開発公社事務所跡の使用につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。